

古河市障害施設等物価高騰対策支援給付金交付 Q & A

1 交付対象者について

- ① 令和8年7月1日から休止している事業所があるが、対象になるか。

令和8年8月1日時点で休止している事業所は対象外です。休止していない事業所分のみ申請してください。

- ② 令和8年8月1日時点では運営しているが、令和9年3月31日までに廃止することが決定している事業所は、交付対象になるか。

基準日時点で運営しているため対象となります。

- ③ 市税等の滞納とはいつの時点での滞納か

申請（請求）後に滞納の確認を行いますので、その時点での滞納になります。

古河市障害施設等物価高騰対策支援給付金交付 Q & A

2 給付金の申請（請求）額及び申請方法について

① 基準額の根拠は

限られた予算の中で、市内の障害サービス事業所に支援が行き届くように、事業所の性質や定員によって金額を設定させていただきました。各事業所の物価高騰の実情にお応えできない金額かもしれませんが、ご了承ください。

② 予算がなくなり次第終了になるのか。

市内にある障害サービス事業所は指定登録されており、県と市で把握しております。制度上の給付金交付の予算は確保されておりますので、令和8年10月15日までに申請していただければ大丈夫です。

③ メールで申請できるか。

申請書兼請求書の押印省略可ですので、メールでも申請可能です。郵送の場合は期限である10月15日（木）必着です。

④ 必ず申請（請求）しなくてはならないのか。

物価高騰対策の支援ですが、必ずではありません。

⑤ 「対象法人が古河市内に事業所を複数所有しているときは、その事業所ごとに給付金を計算し、給付金の合計額を申請（請求）してください。」とあるが、別々に申請し給付金も別々に給付できますか。

事業所ごとに申請も可能です。その場合でも申請（請求）者は法人になりますので、指定される振込先も法人となります。各事業所の口座への振込は不可となります。

⑥ 「対象法人が古河市内に事業所を複数所有しているときでも、別表の「種別」の区分の中に事業所の種類が複数該当するときは、そのうちの1つの事業所のみを対象」とあるがどうか。

今回の給付金は燃料費等の物価高騰に関する支援となります。同じ施設を使っている場合、燃料費等は一緒だと判断した制度となっています。

⑦ 「対象法人が古河市内に事業所を複数所有していて、別表の「種別」の区分の中に事業所の種類が複数該当する場合でも、事業所の所在地が違う場合、それぞれの事業所として同法人で申請書を分けて申請」とあるがどうか。

古河市障害施設等物価高騰対策支援給付金交付 Q & A

通常、「種別」の区分の中に事業所の種類が複数該当する場合、そのうちの1つのみの事業所しか対象になりません。

これは、今回の給付金は燃料費等の物価高騰に関する支援で、同じ施設を使っている場合、燃料費等は一緒だと判断した制度となっているからです。

所在地が違う場合、つまり、別の施設となっている場合、燃料費等も別となりますので、別々に申請できるようになっております。

⑧ 種別によって金額に偏りがあるのではないか。

限られた予算の中で、市内の障害サービス事業所に支援が行き届くように、事業所の性質や定員によって金額を設定させていただきました。各事業所の物価高騰の実情にお応えできない金額かもしれませんが、ご了承ください。

古河市障害施設等物価高騰対策支援給付金交付 Q & A

3 申請書兼請求書について

- ① 申請書兼請求書をパソコンで作りたいが。

申請書兼請求書は古河市のホームページからダウンロードできます。

- ② 申請（請求）者は法人で申請しなくてはならないか。代表者を書いて個人でもいいか。

法人住所、法人名で申請していただき、振込名義人は申請（請求者）と同じとしてください。

- ③ 申請書兼請求書には必ず判子（社判）が必要か。

押印省略可です。その場合は、最終ページの※印部分にある、（1）適格請求書発行事業者登録番号若しくは（2）発行責任者・（3）担当者の記入をお願いします。

- ④ 申請書兼請求書の「1」で再度、法人名及び住所、法人の代表者（職・氏名）及び住所を書かせるようになっているがなぜか。

法人及びその代表者の市税等の滞納の確認をしなくてはなりません。そのためフリガナや代表者の住所が必要になります。ご了承ください。

- ⑤ 申請書の「2」の最後に「※同じ所在地で上表の事業所の種類が複数該当する場合、～」とあるがどういう意味か。

送付しました案内文の2の③と同じ意味です。

※本Q & Aの2の⑥⑦参照

- ⑥ 「4」の誓約にチェックを入れないとどうなるか。

不交付の決定になる可能性があります。

- ⑦ 「5」の最後について、記入は必要か？

押印所略の場合は必ず（1）適格請求書発行事業者登録番号又は、（2）発行責任者及び（3）担当者の記入が必要です。申請書兼請求書に押印の場合は記入は必要ありません。

- ⑦ 申請（請求）者と振込先の口座名義人が違って大丈夫か。

申請（請求）者と振込先の口座名義人が違ってしまうと振り込みできません。申請（請求）者と振込先の口座名義人は同じにしてください。

古河市障害施設等物価高騰対策支援給付金交付 Q & A

- ⑧ 交付対象事業を営むために必要な許可又は認定を受けていることを確認できる書類の写しとは具体的にどんなものか。

指定更新等で県が通知した書類等です。書類には、申請者の名称、事業所の名称、事業所の所在地、サービスの種類等、事業所番号、指定更新年月日、有効期間開始年月日、有効期間満了年月日が入っています。
申請書兼請求書の提出に添付せず、市から提出依頼があったと場合のみ提出をお願いします。